障がい福祉サービス等を必要とする障がい者（児）に係る
やむを得ない事由による措置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第18条第１項又は第２項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「知的法」という。）第15条の４又は第16条第１項第２号及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第21条の６の規定に基づき、やむを得ない事由による措置（以下「措置」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

（対象者等）

第２条　前条に規定する措置の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障がい福祉サービス」という。）又は児福法第６条の２の２に規定する障害児通所支援（以下「障がい児通所支援」という。）を必要とする障がい者（児）で、やむを得ない事由により介護給付費及び訓練等給付費又は特例介護給付費及び特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）若しくは障がい児通所給付費若しくは特例障がい児通所給付費の支給を受けることが著しく困難であると認める者。

（２）「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（令和７年12月15日障障発1215第１号、こ成保第657号、こ支虐第470号、こ支家第476号、こ支障第436号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁成育局保育政策課長、こども家庭庁支援局虐待防止対策課長、こども家庭庁支援局家庭福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長連名通知）及び「措置児童が障害児通所支援等を利用する場合の事務処理要領」により、障がい児通所支援又は障がい福祉サービスを利用することが必要であると認められた障がい児。具体的には次のとおりとする。

①　里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）に委託されている障がい児

ⅰ　障がい児通所支援

ⅱ　障がい福祉サービスのうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所又は就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型（就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型を総称して、以下「就労選択支援等」という。）

②　児童養護施設に入所する障がい児

ⅰ　障がい児通所支援

ⅱ　就労選択支援等

③　児童心理治療施設に入所する障がい児

ⅰ　就労選択支援等

④　乳児院に入所する障がい児
　　ｉ　障がい児通所支援
⑤　障がい児入所施設に入所する障がい児
　　ｉ　就労選択支援

２　前項第１号のやむを得ない事由とは、次の各号に該当する場合とする。
（１）　障がい福祉サービス及び障がい児通所支援（以下「障がい福祉サービス等」という。）に係る給付を受けることができる者が、事業者と契約をして障がい福祉サービス等を利用し、又はその前提となる支給申請を期待し難いことにより障がい福祉サービス等を利用することが著しく困難であると認められる場合
（２）　家族等の介護者から虐待を受け、当該介護者による虐待から保護される必要があると認められる場合、または保護者が児童の障がいを受容できず児童に悪影響を与えると判断されるため、障がい福祉サービス等の利用が必要であると認められる場合
（３）その他、保健福祉センター所長がやむを得ない事由と認める場合

（措置の決定等）
第３条　保健福祉センター所長は、対象者であると見込まれる者を発見し、又は関係機関等から通報を受けたときは、当該者の状況を調査しなければならない。なお、対象者が障がい児である場合は、大阪市児童相談所条例（昭和39年大阪市条例第35号）第１条に規定するこども相談センター（以下「こども相談センター」という。）と連携のうえ調査を行うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、対象者が第２条第１項第２号に該当する児童（里親等に措置委託されている児童）である場合は、こども相談センターは、当該障がい児に関し既に行われている措置の状況その他必要な状況を勘案のうえ、障がい福祉サービス等の利用が必要であると認められる場合は、様式第１号により保健福祉センターあて通知する。
３　保健福祉センター所長は、前項の通知を受けた場合又は第１項に規定する状況調査や次に掲げる事項を総合的に勘案したうえで障がい福祉サービス等の利用が必要であると認められる場合は措置の決定を行う。
　ただし、知的法第16条第１項第２号の規定に基づく場合であって、医学的及び心理学的判定を必要とする場合には、同法第16条第２項の規定に基づき、あらかじめ、大阪市立心身障害者リハビリテーションセンターの判定を求めなければならない。
（１）　対象者の意思と尊厳
（２）　対象者及び家族等の身体及び精神の状況並びに置かれている環境
（３）　その他対象者及び家族等の福祉を図るために必要な事情
４　保健福祉センター所長は、前項の措置の決定を行ったときは、障がい福祉サービス等措置決定通知書（第２号様式）により当該者に対し通知するものとする。ただし、保健福祉センター所長が当該決定の通知をすることが不適当と認めるときは、この限りではない。

５　保健福祉センター所長は、措置を決定した後、必要な調査及び指導その他必要な援助を行うものとする。

（事業の委託）

第４条　保健福祉センター所長は、障がい福祉サービスの利用が必要な障がい者（児）に対し措置の決定を行ったときには、障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設若しくはのぞみの園又は指定医療機関の設置者（以下「障がい福祉サービス事業者等」という。）に、障がい児通所支援の措置の決定を行ったときには、児福法第21条の５の３に規定する指定障害児通所支援事業者に障がい福祉サービス等を提供することを委託するものとする。

２　保健福祉センター所長は、前項の規定による委託を行う場合は、障がい福祉サービス等措置委託通知書（第３号様式）により、当該委託する事業者等に対し通知するものとする。

（費用の支弁）

第５条　措置に要する費用は、「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」又は「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて　（平成24年障障発0625第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」に基づくものとする。

（費用の請求）

第６条　障がい福祉サービス事業者等及び障がい児通所支援事業者は、措置に要する費用について、請求書にやむを得ない事由による措置にかかる事業実施報告書（様式第４号）、明細書及びサービス提供実績記録票を添えて、市長に請求するものとする。

（費用の徴収）

第７条　保健福祉センター所長は、前条の規定により費用を支弁した場合は、第５条に定める通知に基づき、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、第３条第４項の障がい福祉サービス等措置決定通知書（第２号様式）により通知した費用を徴収するものとする。

（措置の変更）

第８条　保健福祉センター所長は、措置を変更したときは、当該措置を受けた者に対しては、障がい福祉サービス等措置変更決定通知書（第５号様式）により通知するものとする。ただし、保健福祉センター所長が当該決定の通知をすることが不適当と認めるときは、この限りではない。

２　保健福祉センター所長は、前項の措置の変更を行ったときは、当該委託事業者等に対しては、障がい福祉サービス等措置委託変更決定通知書（第６号様式）により通

知するものとする。

（措置の解除）

第９条　保健福祉センター所長は、措置を解除したとき、障がい福祉サービス等措置解除決定通知書（第７号様式）により、当該措置を受けた者に対し通知するものとする。ただし、保健福祉センター所長が当該決定の通知をすることが不適当と認めるときは、この限りではない。

２　保健福祉センター所長は、前項の措置の解除を行ったとき、障がい福祉サービス等措置委託解除決定通知書（第８号様式）により当該委託事業者等に対し通知するものとする。

３　第２条第１項第２号に掲げる障がい児について、里親・ファミリーホーム・児童養護施設・乳児院・障がい児入所施設への入所・委託措置が解除となった場合、保健福祉センター所長はすみやかに本要綱に基づく措置を解除するものとする。

（成年後見制度の活用）

第10条　保健福祉センター所長、障がい福祉サービス事業者等及び障がい児通所支援事業者は、措置を受けた者が障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用に関する契約を行うことができるようにするため、特に必要があると認めるときは、知的法第28条に規定する審判の請求等を行い、当該措置を受けた者が民法（明治29年法律第89号）に基づく成年後見制度等を活用できるよう援助するものとする。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別途定める。

附　則

この要綱は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 24 年 10 月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年４月６日から施行し、平成 28 年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附　則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この要綱は、平成 29 年 10 月 4 日から施行する。

附　則
この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附　則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この要綱は、令和 8 年 3 月 11 日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項第 2 号の規定は令和 7 年 12 月 5 日から適用する。

附則
この要綱は、令和 8 年〇月〇日から施行し、改正後の障がい福祉サービス等を必要とする障がい者（児）に係るやむを得ない事由による措置要綱第 2 条第 1 項第 2 号の規定は令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

区保健福祉センター所長　様

こども相談センター所長

里親等に委託されている児童に係る障がい児通所支援
又は障がい福祉サービスの利用について（通知）

次の、里親・ファミリーホーム・乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・障がい児入所施設に措置されている児童について、障がい児通所支援・障がい福祉サービスを利用することが適当と認められますので、関係書類を添えて通知します。

記

児童氏名

生年月日

里親等氏名（施設名）

住所

連絡先（電話）

（添付書類）

≪当該児童の状況等について≫

児童氏名：
当該児童の障がいの状況
里親等における養育環境の状況
当該児童に係る支援方針
当該児童の目標（長期目標や、優先的重点的課題である短期目標など）
障がい児通所支援または障がい福祉サービスの利用を必要とする理由
利用が適当と認められるサービスの名称等
所見（利用が適当なサービスの名称等を含めて記入）

直近の自立支援計画作成日（見直し含む）	年　　月　　日

第２号様式（第３条関係）

年　　月　　日

様

大阪市　　区保健福祉センター所長

障がい福祉サービス等措置決定通知書

障がい福祉サービス等を必要とする障がい者（児）に係るやむを得ない事由による措置要綱による事業の利用を、次のとおり決定したので通知します。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">利用事業名</td><td colspan="3"></td><td>支給量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>支給量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>支給量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">措置開始日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用者</td><td>氏名等</td><td colspan="4">年　月　日生（満　　歳）</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">保護者</td><td>氏　名</td><td colspan="2"></td><td>続　柄</td><td></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用先</td><td>所在地</td><td colspan="2"></td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2"></td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2"></td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">徴収金月額
（利用者）</td><td>上限月額
円</td><td colspan="2">30分当たり　　円
1日当たり　　円
1月当たり　　円</td><td>階層区分</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">徴収金月額
（扶養義務者）</td><td>上限月額
円</td><td colspan="2">30分当たり　　円
1日当たり　　円
1月当たり　　円</td><td>階層区分</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備 考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第３号様式（第４条関係）

年　　月　　日

様

大阪市　　区保健福祉センター所長

障がい福祉サービス等措置委託通知書

障がい福祉サービス等を必要とする障がい者（児）に係るやむを得ない事由による措置要綱による事業を、次のとおり委託します。

委託事業名			支給量	
委託開始日		年　　月　　日		
利用者	氏名等	年　月　日生（満　　歳）		
	住所		電話番号	
保護者	氏名		続　柄	
	住所		電　話	
委託費用		国の定める基準による		
障がい状況				
備 考				

第４号様式（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

やむを得ない事由による措置に係る事業実施報告書

大阪市長　様

所在地	
電話番号	
事業所名	
代表者名 （役職・氏名・代表者）	

やむを得ない事由による措置による措置利用者について、次のとおり障がい福祉サービスの提供を行いましたので報告します。

提供したサービスの名称	
対象者氏名	
実施期間	令和　　年　　月分　～　令和　　年　　月分
総費用額（合計）	円

※各月の費用の内訳については、別添「介護給付費・訓練等給付費等明細書」、「サービス提供実績記録票」参照。

第５号様式（第８条関係）

年　　月　　日

様

大阪市　　区保健福祉センター所長

障がい福祉サービス等措置変更決定通知書

障がい福祉サービス等を必要とする障がい者（児）に係るやむを得ない事由による措置要綱による事業を、次のとおり変更したので通知します。

利用事業名			支給量	
変更年月日		年　　月　　日		
利用者	氏名等	年　月　日生（満　　歳）		
	住　所		電話番号	
保護者	氏　名		続　柄	
	住　所		電話番号	
利用先	所在地		名　称	
変更内容				
変更理由				
備 考				

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第６号様式（第８条関係）

年　　月　　日

様

大阪市　　区保健福祉センター所長

障がい福祉サービス等措置委託変更決定通知書

障がい福祉サービス等を必要とする障がい者（児）に係るやむを得ない事由による措置要綱による事業の委託について、次のとおり変更しましたので通知します。

委託事業名			支給量	
変更年月日		年　　月　　日		
利用者	氏名等	年　月　日生（満　　歳）		
	住所		電話番号	
保護者	氏名		続　柄	
	住所		電　話	
変更内容				
変更理由				
備 考				

第７号様式（第９条関係）

年　　月　　日

様

大阪市　　区保健福祉センター所長

障がい福祉サービス等措置解除決定通知書

障がい福祉サービス等を必要とする障がい者（児）に係るやむを得ない事由による措置要綱による措置について、次のとおり解除したので通知します。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">利用事業名</td><td></td><td>支給量</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>支給量</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>支給量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">解除年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用者</td><td>氏名等</td><td colspan="3">年　月　日生（満　　歳）</td></tr>
<tr><td>住所</td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">保護者</td><td>氏名</td><td></td><td>続　柄</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td></td><td>電　話</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用先</td><td>所在地</td><td></td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td></td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td></td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">解除理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備 考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第８号様式（第９条関係）

年　　月　　日

様

大阪市　　区保健福祉センター所長

障がい福祉サービス等措置委託解除決定通知書

障がい福祉サービス等を必要とする障がい者（児）に係るやむを得ない事由による措置要綱による事業の委託について、次のとおり解除しましたので通知します。

利用事業名			支給量	
解除年月日		年　　月　　日		
利用者	氏名等	年　月　日生（満　　歳）		
	住　所		電話番号	
保護者	氏　名		続　柄	
	住　所		電話番号	
利用先	所在地		名　称	
解除理由				
備 考				